

◎給与所得者異動届出書の記載のしかた

退職や転勤した納税義務者の氏名を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の生年月日を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の個人番号を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の令和6年1月1日現在の住所を書いてください。

退職などにより住所を変更されたときは、その新しい住所を書いてください。なお、不明のときは本籍地を書いてください。

給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収（特別徴収で納入）する場合は該当番号を記入してください。

一括徴収しない場合はその理由について該当番号を記入してください。

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の個人市民税、県民税、森林環境税の給与支払報告書（給与支払報告書）に添付して提出する。提出期限は、給与支払報告書の提出期限（給与支払報告書の提出期限）である。給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書の提出期限（給与支払報告書の提出期限）である。
- 2 給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書の提出期限（給与支払報告書の提出期限）である。給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書の提出期限（給与支払報告書の提出期限）である。
- 3 給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書の提出期限（給与支払報告書の提出期限）である。給与支払報告書の提出期限は、給与支払報告書の提出期限（給与支払報告書の提出期限）である。

受付印 6

岩出 市長

令和 年 月 日

提出

給与支払報告書

特別徴収義務者

個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）

フリガナ

新姓

（ア）特別徴収税額（年税額）

（イ）徴収済税額

（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）

異動年月日

令和 年 月 日

異動の事由

※事業主及び従業員側の希望のみに基づき異動を行うことはできません。

1. 転勤・転居

2. 退職

3. 死亡

4. 休職

5. 転入

6. 支払不届

7. 支払不届

8. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法

番号を記入

① 特別徴収継続

② 一括徴収

③ 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先へは、

月割額 円 を 月分

（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）

番号を記入

① 必要 ② 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入

1 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。

2 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（ウ）と同額を右側に記入

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入

異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。

2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。

3 死亡による退職のため。

旧特別徴収義務者

5年度 月分以降の月割額は

6年度 月分以降の月割額は

1 特別徴収義務者を変更

2 普通徴収切替

3 一括徴収

4 その他

入力者 点検

市 町 村 処 理 欄

A B C D E F G H I J K L

税額通知書を通じて最終の徴収月までの月と、その徴収した税額を書いてください。

税額通知書の左上の欄にある指定番号を書いてください。

税額通知書の左上の欄にある宛名番号を書いてください。

特別徴収することができなくなった事由の番号を記入してください。

一括徴収した税額を何月分で納入するか書いてください。

給与の支払を受けなくなった年月日を書いてください。

年税額から徴収税額を差引いた税額を書いてください。

納税義務者が転勤等された場合で引き続き新しい勤務先で特別徴収を行うよう連絡済みのときは、毎月徴収する金額と徴収する最初の月を書いてください。

転勤等により新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称及び所在地を書いてください。

婚姻などで姓が変わった場合に書いてください。

税額通知書に記載された年税額を書いてください。

一括徴収する税額（未徴収税額と同額）を書いてください。

- ・一括徴収しない場合・・・その理由について該当番号を記入してください。

◎転勤の場合

[illegible]

◎退職で一括徴収の場合

1 本欄は、特別徴収の（個人）の市民税（住民税・森林環境税）給付支払報告書 給与所得者異動届出書

2 機械式を取り替える場合があるため、太枠内へ記入してください。可成り多い場合は、重層印刷してください。

3 給与所得者が本人が記入し、提出される場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

岩出 市長

令和 7 年 2 月 5 日

提出

給与支払者

所在地

649-6235

和歌山県岩出市西野 209

〇〇株式会社

個人番号又は法人番号

担当

課係氏名

給与係

紀州 緑

0000-△△-XXXX

5 年度

特別徴収指定番号

5555555

6 年度

特別徴収指定番号

5555555

7 年度

特別徴収指定番号

2

特別徴収額

2

異動の事由

1. 転勤・転籍

2. 退職

3. 死亡

4. 休職

5. 専任

6. 支払少額

7. 支払不定期

8. その他

異動年月日

令和 7 年 2 月 29 日

異動後の未徴収税額の徴収方法

1. 特別徴収継続

2. 一括徴収

3. 普通徴収

本人が納付

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

3 普通徴収の場合（一括徴収しない場合）（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

市町村処理欄

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

◎退職で普通徴収へ切り替える場合

[illegible]